

監事監査報告書

2025年5月16日

学校法人 追手門学院

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

監 事 三 上 剛 史

監 事 山 田 英 昭

監 事 林 裕 悟

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人追手門学院寄附行為第13条第3項に基づき、学校法人追手門学院の2024年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査の方針等に従い、理事会その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧して業務及び財産の状況を調査しました。また、有限責任監査法人トーマツ並びに内部監査室から監査の報告及び説明を受け、計算書類について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上